

ご当地ナンバー（第2弾）導入要綱

平成25年2月

国土交通省自動車局

1 趣旨等

従来、自動車のナンバープレートには、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称等が表示されていたが、地域振興や観光振興の観点も踏まえ、平成18年から平成20年にかけて全国19地域で新たな地域名表示によるいわゆる「ご当地ナンバー」を導入したところである。

その後も「ご当地ナンバー」については、全国各地から「ご当地ナンバー」の追加の強い要望があること等を踏まえ、「ご当地ナンバー」の追加を行うこととし、導入の基準、手続き等は、本要綱に定めるところによるものとする。

2 導入の基準

〔1〕地域の基準

- ① 地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また、原則として、単独の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ではなく、複数の市町村の集合体であること。
- ② 対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること（対象地域の全部が離島である場合は、これに準ずる規模の台数であること。）。)
- ③ 対象地域において、地域住民の具体的なニーズがあること。
- ④ 対象地域における地域振興・観光振興の中で、新たな地域名を表示するナンバープレート（以下「新ナンバープレート」という。）の位置付け、活用方策等が明確に示されていること。
- ⑤ 対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入している又は概ね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること。
- ⑥ 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対象地域

と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないものであること。

〔2〕地域名の基準

- ① 行政区画や旧国名などの地理的名称であり、当該地域を表すのにふさわしい名称であること。また、当該地域名が全国的にも認知されているものであること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名と類似し混同を起こすようなものでないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」で「2文字」となるものであること。やむを得ない理由があるとして例外を認める場合であっても最大で「4文字」までとし、ローマ字は認めないものとする。

3 導入の手続き

新ナンバープレートの導入は、当該地域の住民や自動車ユーザーの意向であることが前提であり、当該地域を構成する全ての市町村の合意があることが必要である。さらに都道府県内のバランス等の基準への適合性には都道府県の判断が必要である。このため、導入に当たっての手続きについては、以下のとおりとするものとする。

〔1〕公募

- ① 対象地域内の市町村は、アンケート、ヒアリング等により住民等のニーズを把握するものとする。
- ② 対象地域となる市町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行うものとする。
- ③ 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを判断し、妥当と判断される場合は、当該都道府県の区域を管轄する地方運輸局（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局。以下同じ。）を通じて、国土交通省に要望書を提出するものとする。対象地域が二以上の都道府県にまたがる場合には、当該地域を管轄する都道府県が共同で、いずれかの都道府県の区域を管轄する地方運輸局に要望書を提出するものとする。
- ④ 要望書は、別紙様式を参考に作成するものとする。

〔2〕審査

- ① 国土交通省は、ナンバープレートに表示する新たな地域名の決定にあたり、有識者をメンバーとする審査会を開催し、導入の是非を検討するものとする。

- ② 審査会では、要望元から新ナンバープレートと絡めた地域振興・観光振興策等について、プレゼンテーションを求める場合があるものとする。
- ③ 国土交通省は、審査会の結果を踏まえ、追加する新ナンバープレートを決定するものとする。
- ④ 国土交通省は、関連するシステムを運用する関係機関、関係団体との調整を行った上で、導入時期等を決定するものとする。

4 導入の方法等

新ナンバープレートは、希望者だけでなく、使用の本拠の位置が対象地域内にあるものとして登録された全ての自動車に付与するものとする。

ただし、ある時点で対象地域内の全ての自動車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新ナンバープレートを付与するものとする。

なお、新ナンバープレートの導入の時点で、使用の本拠の位置が対象地域内にあるものとして既に登録されている自動車については、希望により、新ナンバープレートへの交換を認めるものとする。

5 スケジュール

- ① 都道府県からの要望書の提出は、平成25年6月28日までに行うものとする。
- ② 追加する新ナンバープレートは、平成25年夏に決定するものとする。
- ③ 新ナンバープレートの導入は、平成26年度中を目途とするものとする。

